

勾留・保釈制度改革に関する緊急提言

2007年9月14日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

2009年の裁判員制度実施までに

- 1 起訴前保釈制度の創設
 - 2 刑訴法89条1号の改正（権利保釈の対象外犯罪の限定）
 - 3 刑訴法89条4号の改正（削除・権利保釈除外事由の厳格化）
 - 4 刑訴法89条5号の改正（同上）
 - 5 未決勾留の代替制度の創設
- を実現すべきである。

第2 提言の理由

1 最近の冤罪事件にみる人質司法の実態

- (1) 2007年2月23日、鹿児島地裁は、2003年4月施行の鹿児島県議会議員選挙をめぐる公職選挙違反事件につき、12名の被告人全員に対して無罪判決を言い渡し、検察官は控訴を断念し、確定した。

同判決は、被告人らの自白は、候補者であった被告人Kが、「本件選挙に当選するために、(b)集落にあるA方において、近隣住民らを集めて合計4回開催された会合に出席し、その場において、起訴されている分だけでも合計191万円もの現金が供与され」というものであることを指摘した上、「(b)集落は、志布志市の中心部から相当に離れた山間部に位置し、わずか7世帯が存在するにすぎない極めて小規模の集落である。しかも、今回の買収会合に参加したとされる人物は、1回目会合から4回目会合まで、ほぼ同じ顔ぶれであり、いずれも(b)集落及びその近隣の集落に居住する者ばかりであることにもかんがみれば、このような買収会合を開催し、被告人K自らが出席して多額の金銭を供与することに、選挙運動として、果たしてどれほどの実効性があるのか、実際にそのような多額の金銭を供与したのか、甚だ疑問である。」と述べており、事件性そのものに疑問を呈している。端的に言えば、事件そのものが存在しなかったというべきである。

しかるに、12名の被告人中実に6名もの被告人が虚偽の自白をしており、6名中の3名は、保釈になるまで、公判でも虚偽自白を維持し、保釈後になってようやく否認に転じているのである。

このような虚偽自白がなされた原因の一つは、人質司法にある。

判決は、「自白した方が早期に釈放されるとの認識の下、早期の釈放を期待して、否認から自白に転じ、その後もその自白を維持したことが如実にうかがえる。本件のように、法定刑が比較的低く、有罪になっても、罰金刑かせいぜい執行猶予付きの懲役刑になる可能性が高いと見込まれる場合、身柄拘束を受ける被疑者・被告人にとって、刑責を負うかどうかよりも、身柄拘束がいつまで続くのかの方が、はるかに切実な問題となるのは至極当然である。被告人Aの場合、身柄拘束が長期にわたっている上、その間、接見禁止が付されて外界との交流が遮断されていたのであるから、なおさらである。このような状況においては、被疑者が早期に釈放されることを期待して、たとえ虚偽であっても、取調官に迎合し自白に転じる誘引が強く働くと考えられる。」などと指摘している。

このようにして、虚偽の自白をした被告人は、比較的早い時期に保釈が認められている。これに対し、否認を貫いた被告人については、いずれもが長期にわたる身体拘束を受けた。供与者とされた被告人は、1年1か月もの間勾留され、8回にわたってなされた保釈請求のいずれもが退けられ、そのためもあり、身体拘束の途中において、県会議員を辞職している。

- (2) 2007年1月、富山県において、同県内の強姦、強姦未遂事件において、全く無実の男性が虚偽の自白を強いられた結果、有罪判決を受け、刑に服していたことが判明した。新聞報道によれば、男性は、富山県警氷見署の任意聴取に当初、容疑を否認した。しかし、母親の写真を持たされるなどした上、刑事から「お前の親族が『お前に間違いはない』と言っている」と追及され、「親族からも見捨てられた」と感じて容疑を認めたとのことである。また、富山地検高岡支部の弁解録取などで再度否認したが「刑事に『何でこんなことを言うんだ、ばか野郎』と怒鳴られ、今後否認しない旨の“念書”を書かされ」、「調べには『はい』『うん』以外の言葉を使わないよう強要され」、そう答えているうち、サバイバルナイフとされていた凶器が、男性の自宅から見つかった果物ナイフに変えられたとのことである。公判については「否認する気力はなかった。法廷で謝罪の言葉を口にした時は悔し涙が出た」という。

さらに、同年3月19日には、福岡高等裁判所は、佐賀3女性連続殺人事件（北方事件）について、第一審の佐賀地方裁判所の無罪判決を支持し、検察官の控訴を棄却する判決を言い渡した。この被告人も、虚偽の上申書を書かされたことが明らかとなっている。

- (3) これらの事件によって実証されたことは、あまりに重い。

いずれの事件でも、全く無実の人々が自白をしている。とりわけ、志布志事件では、6人もの人が身に覚えのない自白をしている。そして、このような虚偽の自白は、長期勾留の威嚇の下で強要されており、裁判で否認を貫いた場合は、保釈も認められず、長期の勾留を余儀なくされることを明らかにしている。

虚偽の自白による冤罪を防止するには、勾留・保釈制度を改革し、人質司法を打破することが必要である。

2 人質司法による防御権の否定

被告人全員を無罪とした志布志事件判決は、前述したように、法定刑が比較的軽い本件のような犯罪の場合、「身柄拘束を受けている被疑者・被告人にとっては、刑責を負うかどうかよりも、身柄拘束がいつまで続くのかの方が、切実な問題となることが考えられ、早期に釈放されることを期待して、取調官に迎合し自白に転じる誘引が強く働くと考えられる。」と判示している。

被疑者・被告人を人質に取ることによって奪われるのは、防御権である。被告人・弁護人が防御権を行使しようとするれば、懲罰として、そしてまた刑罰の先取りとして、勾留が継続され、保釈が認められず、これを放棄して初めて保釈が認められるのである。保釈不許可という懲罰に耐えられる被告人は、いかに弁護人が励まそうとも、多くはない。仮に有罪であっても執行猶予が見込めるならば、長期にわたる身体拘束を避け、泣く泣く事実を認めるといのが被告人の現実の姿である。また、このような現実は、捜査段階における被疑者の対応にも影響を与えずにはおかない。取調官や弁護人から、保釈の実態を知らされることによって、自ら争うことを放棄する被疑者も多い。志布志事件が明らかにしたのは、被疑者・被告人の裁判を受ける権利を否定する司法、冤罪を日々再生産する司法、すなわち人質司法の実態である。

3 当連合会は、かねてから、このような「人質司法」を打破し、勾留・保釈制度を改革しなければならないと訴えてきたことは、「勾留・保釈制度改革に関する意見書」(以下「意見書」という。)において述べたとおりである。

4 ところで、2009年(平成21年)には、裁判員制度が始まる。裁判員裁判においては、公判前整理手続が行われ、連日開廷が実施されることとなる。そうすると、防御権が十分保障されるためには、事前の被告人と

弁護人の打合せが必須の条件ということになるが、弁護人が刑事施設に赴いて接見をすることでは、とうてい十分な打合せを行うことはできない。被告人の身体拘束からの解放が必須と言ってもよい。つまり、裁判員裁判においてこそ、被告人の保釈が広範に認められることが必要となるのである。

しかも、連日的開廷による集中的審理のもとで、裁判員に分かりやすい公判の実現が強く求められる裁判員裁判においては、取調べの可視化とも関連して、上記のような重大な弊害をはらむ人質司法による自白の任意性・信用性をめぐる主張・立証が延々と展開される事態は避けなければならない。

また、2007年5月18日、国連拷問禁止委員会の日本国政府に対する勧告は、起訴前の保釈制度が存在しないことについて懸念を表明し、公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮することを勧告した。この勧告については、1年以内の返答を求めている。

そこで、裁判員制度が始まる2009年（平成21年）までに、以下の改革を実現することを求める。

5 提言の内容

(1) 起訴前保釈制度の創設

提言の結論

刑訴法207条1項ただし書を削除することを求める。

提言の理由

国連拷問禁止委員会は、2007年5月18日付け勧告において、「代用監獄」の項で、「委員会は、被逮捕者が裁判所に引致された後ですら、起訴に至るまで、長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留及び取調べに対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるものであり、事実上、無罪推定の原則、黙秘権及び防御権を尊重しないこととなり得るものである。特に、委員会は以下の点について深刻な懸念を有する。」と指摘した上で、f)項において、「起訴前の保釈制度が存在しないこと」を挙げている。起訴前保釈制度が存在しないことは、代用監獄における勾留とあいまって、拷問禁止条約違反の可能性が指摘されたのである。代用監獄の速やかなる廃止とともに、直ちに起訴前保釈制度を創設することが必要不可欠である。

また、公判前整理手続や連日開廷に適切に対応して、防御権を実質化

ならしめるためには、綿密な被告人と弁護人との打合せが必要不可欠である。この綿密な打合せはできるだけ早期に開始されることが望ましい。しかし現行法の下では、起訴後の保釈しか認められていない。この面からも、起訴前保釈制度を創設する必要がある。具体的には、刑訴法207条1項ただし書を削除することだけで、法的には実現できる。

(2) 刑訴法89条1号の改正

提言の結論

刑訴法89条1号を改正して、「被告人が死刑に当たる罪を犯したものであるとき」とすることを求める。

提言の理由

刑訴法89条1号は、「被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」を権利保釈の対象外と定めている。

ところで、裁判員による裁判の対象事件は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(ただし、刑法第77条の罪を除く)に係る事件又は、法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」とされている。そうすると、刑訴法89条1号を改正しない限り、多くの裁判員裁判対象事件において、保釈が認められない結果となりかねない。

そもそも1953年刑訴法改正前は、権利保釈の対象外事件は、「死刑又は無期」とされていた。この1953年改正は、逃亡率の増加を立法事実とするものであるが、現在では、逃亡率が激減しており、既に、そのような立法事実は消滅している。また、刑訴法制定当時、「死刑」のみとする案も検討されたものの、戦争直後の警察力の低下、治安の維持の必要などから「死刑又は無期」とされたものであって、現在では、そのような立法事実も既に消滅している。

裁判員制度が始まる2009年までに実現すべき改革として、刑訴法89条1号の改正を求めるものである。

(3) 刑訴法89条4号の改正

提言の結論

刑訴法89条4号の要件を「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき」とするか、少なくとも「被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」とすべきである。

提言の理由

意見書において指摘したように、否認をすれば、直ちに「罪証隠滅のおそれあり」として保釈が認められない運用がなされているのが現状で

ある。この現状が、自白を強要するまさに「人質司法」なのであり、これを改善する必要がある。

そこで、意見書においては、刑訴法 89 条 4 号の削除を提言したが、裁判員制度の実施を間近にひかえて、少なくとも、刑訴法 89 条 4 号の要件を「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき」とするか少なくとも「被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」とすべきことを提言するものである。

なお、「罪証」を「有罪証拠」と改めたのは、情状証拠を含まないことを明らかにする趣旨である。「疑う」を「推定する」と改めたのは、単なる可能性では足りず蓋然性が存在する必要があることを明らかにする趣旨である。「相当な理由」を「十分な理由」と改めたのは、憲法 34 条の「正当な理由 (adequate cause)」（十分な理由）に見合ったものとする趣旨である。「具体的な証拠によって認められるとき」を付加したのは、現状の具体的な裏付けのない「おそれ」の認定を根絶する趣旨である。

(4) 刑訴法 89 条 5 号の改正

提言の結論

刑訴法 89 条 5 号の要件を、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」に改正すべきである。

提言の理由

本号についても、否認をしており、目撃証人などがいる事案においては、直ちに刑訴法 89 条 5 号の定める「相当の理由あり」として保釈が認められない運用がなされているのが現状である。

そこで、意見書においては、刑訴法 89 条 5 号の削除を提言したが、前同様の趣旨で、刑訴法 89 条 5 号の要件を、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」に改正すべき旨提言するものである。

(5) 未決勾留の代替制度の創設

提言の結論

例えば、一定期間ごとの裁判所や検察庁への出頭を義務づけたり、裁判所書記官や検察事務官などが不定期に自宅に電話をするなどして所

在を確認するという方法により公判への出頭を確保するなどの未決勾留の代替制度を創設することを求める。

提言の理由

未決勾留の重要な目的の一つは、公判への出頭確保である。従来はこの目的を確保するために、刑事施設等に被疑者・被告人を勾留する方策だけが採用されてきた。

しかし、身体を拘束することは被疑者・被告人に重大な不利益を課すものであり、公判への出頭確保という目的を達成するための手段としては過剰であるケースが多い。「最終手段としての拘禁の原則」からしても、未決勾留の代替制度の創設は必須である。

また、過剰収容状態の解消や、被告人の更生にも資することも間違いない。

さらに、拷問禁止委員会は2007年5月18日付け勧告において、「代用監獄」の項で、「公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮」すべきであると勧告し、この勧告については、1年以内に返答することを求めている。

早急に導入がなされるべきである。

フランスやイギリス、ドイツにおいては、居住制限（居所の指定または一定区域外への外出禁止、移動、旅行の届出）や監督者の下への定期的出頭または定期的連絡の制度がすでに導入されている。イタリアでは居住制限の制度が導入されている。なお、アメリカにおいては極めて容易に保釈が認められており、代替制度の導入の必要性は極めて低いといえる。

以上